

# 国内旅行傷害保険概要

以下にご説明いたしますのは国内旅行傷害保険の概要です。実際の保険金お支払の可否は、国内旅行傷害保険普通保険約款及びクレジットカード用国内旅行傷害保険特約に基づきますことご了承ください。なお、本保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

●本保険サービスの対象となる旅行はカード会員資格期間中に開始された旅行とします。

●本保険の被保険者はカード会員およびその家族とします。

家族とは以下(1)～(3)のいずれかになります。

(1) カード会員の配偶者

(2) カード会員と生計をともにする同居の親族(※)

(※)親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

(3) カード会員と生計をともにする別居の未婚の子

●本保険では以下(1)～(3)の事故を補償します。

(1) 公共交通乗用具(※)搭乗中の傷害事故（但し、当該公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金を当該デビットカードで決済いただいた場合、またはカード会社を通じて予約を行い、かつ、その料金を当該デビットカードにより支払った場合）

(※)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。

(2) 宿泊施設に宿泊中の火災・破裂・爆発による傷害事故（但し、当該宿泊施設ご利用前にあらかじめ当該デビットカードで宿泊代金を決済いただいた場合またはノークーポンシステム(※)を利用して予約した場合）

(※)ノーカーポンシステムとは、カード会社及びカード加盟店である旅行業者に当該カード会員であること及び予め当該カードで宿泊施設の料金を支払うことを予告して宿泊施設の予約を行うシステムのこととをいいます。

(3) 宿泊を伴う募集型企画旅行(※)参加中の傷害事故（但し、宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を当該デビットカードで決済いただいた場合）

(※)宿泊を伴う募集型企画旅行とは、旅行会社が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

## お支払いする保険金

種類	本人	家族
傷害死亡・後遺障害	<b>最高5,000万円</b>	<b>最高500万円</b>
傷害入院保険金日額 (プランチャイズ7日)(※)	<b>5,000円</b>	<b>2,000円</b>
傷害通院保険金日額 (プランチャイズ7日)(※)	<b>3,000円</b>	<b>1,000円</b>

(※)事故発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

## お支払いする場合・お支払いしない主な場合

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故	被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で	①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合  ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合  ③入院された場合  ④ケガの治療のために手術を受けた場合  ⑤通院により医師の治療を受けた場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100%  ②後遺障害の場合… 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%  ③入院保険金日額×入院日数(ただし、事故の発生した日からその日を含めて180日以内の入院で、かつ180日が限度)  ④ ア. 入院中に手術を受けた場合… 入院保険金日額×10倍 イ. ア以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍  ⑤通院保険金日額×通院日数(ただし、事故の発生した日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日が限度)
宿泊火災 傷害事故	被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●被保険者に対する刑の執行 ●戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染 原子力核反応によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●危険なスポーツ(※)を行っている間のケガ ※危険なスポーツとは…山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スライディング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動をいいます ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ など
募集型企画旅行 参加中 傷害事故	被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で		

### 事故受付窓口

#### お問い合わせ先

ソニー銀行プラチナカード保険デスク

0120-082-789

※受付時間 9:15～17:00(年中無休)

### 保険金請求に必要な書類

保険金請求書類	死亡保険金	後遺障害保険金	入金・通院保険金
保険金請求書類	◎	◎	◎
診療状況申告書	—	—	○(※)
同意書	◎	◎	◎
診断書	—	—	○(※)
後遺障害診断書	—	◎	—
事故証明書	◎	◎	◎
支出を証明する書類	—	—	—
死亡診断書または死体検案書	◎	—	—
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本	◎	—	—
委任状	○	○	○
念書	○	—	—
印鑑証明書	○	○	○
カードの利用を証明する書類	◎	◎	◎

●◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

(※)保険金のご請求金額が30万円以下のときは原則「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。但し、ご請求内容により、傷病名・治療内容などの確認のため診断書の提出をお願いする場合があります。